

協力不動産店募集中！



住宅確保要配慮者の住まい探しにご協力ください！

住宅確保要配慮者とは？

高齢者、障がいのある方、子育て世帯、低額所得者、被災者など
住宅の確保に特に配慮を要する方です。

（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条第1項に該当する方）

協力不動産店とは？

市が設置する居住相談窓口と連携して住宅確保要配慮者の住まい
探しにご協力いただける不動産店です。（※登録が必要です）

住まい探しの流れ

（裏面もご覧ください）

- 1 居住相談窓口で相談者の希望条件などを聞き取り
- 2 居住相談窓口から協力不動産店に物件の照会
- 3 協力不動産店は、紹介可能な物件があれば、その旨を回答
（物件がない場合は、ここで終了です）
- 4 相談者が協力不動産店を訪問
（必要に応じて、居住相談窓口の職員などが同行します）

＊協力不動産店になっていただくと、市公式ホームページに掲載する
とともに、市各課の窓口でもご紹介することができます。

協力不動産店の登録方法

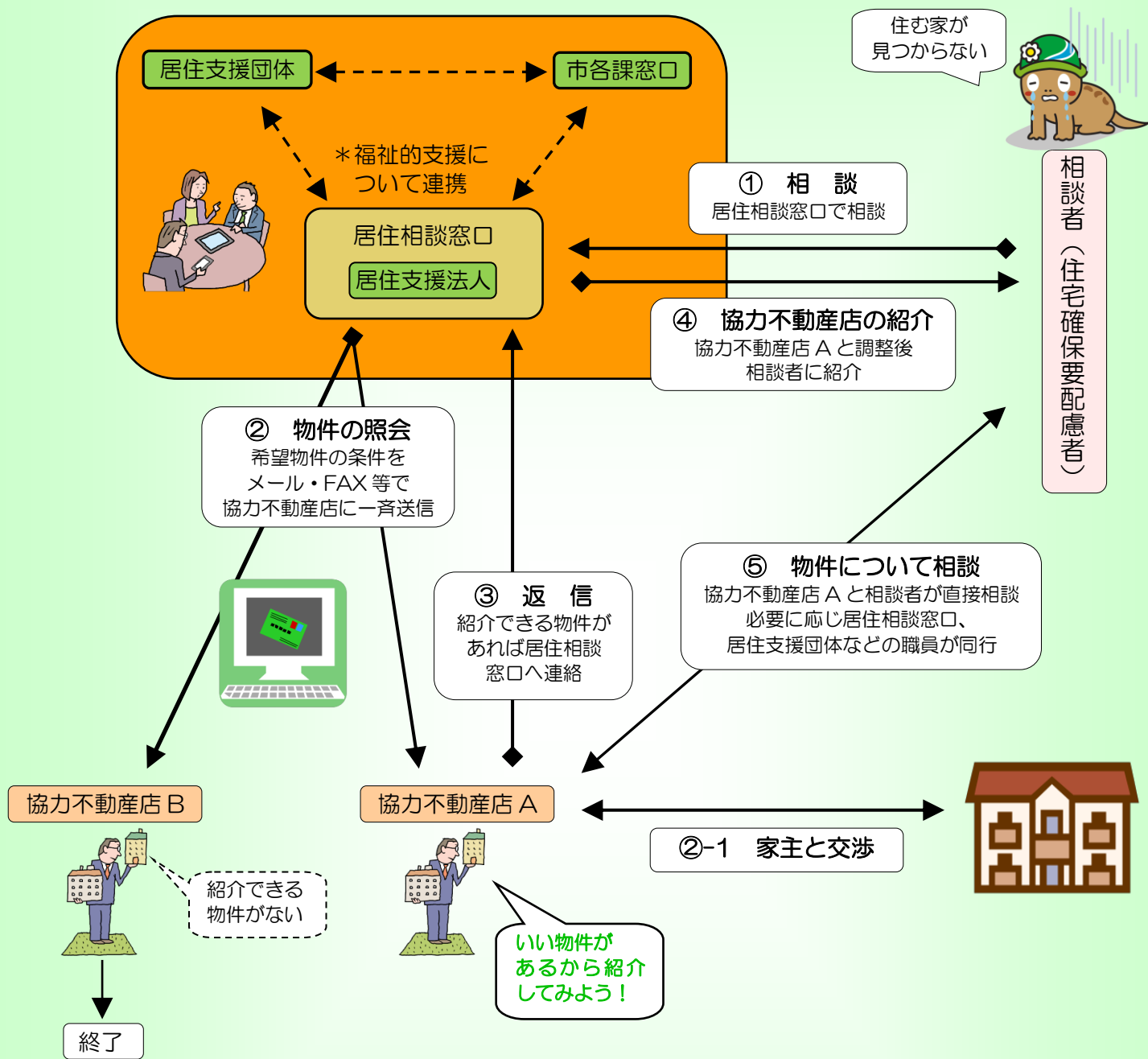
登録申込書に宅地建物取引業免許証の写しを添付して、
あきる野市都市整備部住宅政策課にご提出ください。

登録できる不動産店

（以下の2つの要件いずれにも該当）

- 1 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会または公益社団法人
全日本不動産協会に所属する不動産店
- 2 あきる野市またはあきる野市に隣接する市町村に所在する
不動産店

住まい探しの流れ



少しでも多くの不動産店の皆様にご協力いただき、住宅確保要配慮者の住まい探しを支援したいと考えております。

協力不動産店の登録は随時受け付けておりますので、ご不明な点やご質問などありましたら、下記までご連絡ください。

〒197-0814 あきる野市二宮 350

あきる野市都市整備部住宅政策課 電話番号：042-533-3360